

[事案 29-120] 転換契約無効請求

・平成 30 年 1 月 10 日 裁定終了
※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 8 月に契約した終身保険について、平成 24 年 5 月に終身保険に転換したが、転換前契約に付加されていたがんの保障が、転換後契約ではなくなることの説明がなかったため、契約転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。また、契約を元に戻すことが認められない場合、転換前契約に付加されていた保険料払込免除特約が、転換後契約で付加されていないのは募集人のミスであるため、転換後契約に同特約を付加してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換にあたり、募集人は、転換前契約で保障されていたがんの保障がなくなることを説明し、申立人代表者の確認を得ている。
- (2) 募集人は、保険料払込免除特約について、付加されたプランと付加されていないプランの 2 種類を提案したところ、申立人が付加されていないプランを選択している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の説明状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換時、募集人から、がんの保障がなくなることや保険料払込免除特約が付加されないことの説明がなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。